

平成28年度 第1回長野県いじめ問題対策連絡協議会（要旨）

1 日 時 平成28年5月27日（金） 14:15～16:15

2 場 所 長野県庁8階 教育委員会室

3 出席者 別紙「参加者名簿」参照

4 内 容

（1）会長挨拶

（2）本年度協議会の計画について

（3）報告事項

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」について
- 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」について
- 本県における児童生徒のいじめの状況と課題について
- 本県のいじめ防止等の取組について

（4）協議・意見交換

- いじめ防止等に関係する機関及び団体の取組について

5 議事要旨

（1）会長挨拶 （長野県教育委員会教育長 原山 隆一）

平成28年度第1回いじめ問題対策連絡協議会にお集まり頂き感謝。

平成25年に国で「いじめ防止対策推進法」が施行され「いじめ防止等のための基本的な方針」が示された。本県でも翌年「長野県いじめ防止のための基本的な方針」を策定。いじめ問題の克服に向けて関係者が連携を強化し、いじめへの対処のための対策を総合的に推進するため、平成27年3月「長野県いじめ防止対策推進条例」を制定。

「子どもたちが安心して生活できる社会をどのように築いていくか」に向けて様々な取組みを推進してきているところ。

いじめ問題への対処は、大人による取組だけでなく、当事者である児童生徒による主体的・自主的な取組が重要。すべての学校の教職員、保護者、地域の皆さん等、大人自らの問題として切実に受け止めるとともに、子どもの主体的・自主的な取組を広げることも重要な課題。

委員の皆様には、その高い見地で、適切なお意見をいただき、長野県のいじめ防止が一層進むよう取り組んでまいりたい。

（2）本年度協議会の計画について（事務局）

本協議会は長野県いじめ防止対策推進条例第11条の規定により設置。本年度、協議会は2回開催予定。第2回の内容については、本日の協議内容、ご意見等を踏まえ、後日、開催通知とあわせて連絡をする予定。

（3）報告事項（心の支援課 原 良通）

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」の概要を説明。（会議冊子 p 4～p 5 参照）
- 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の概要を説明。（会議冊子 p 6～p 8 参照）
- 本県における児童生徒のいじめの状況と課題について（会議冊子 p 12～16 参照）

文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び長野県「平成27年度上半期生徒指導関係調査」について説明。

- 本県のいじめ防止等の取組について（会議冊子 p17～p44参照）
長野県いじめ防止対策推進条例に則って、昨年度実施した施策等の概要を説明。
 - ・「いじめ防止子どもサミットNAGANO」について
 - ・「高校生ICTカンファレンス長野大会」について
 - ・「人権教育講師派遣事業」について
 - ・「学校生活相談センター」について
 - ・「インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ」について
 - ・「いじめ防止リーフレット」について
 - ・「いじめ等学校問題支援チーム」について

○質問・意見等

（いじめNO！県民ネットワークながの 山城 俊一）

- ・サミットは、子ども達が積極的に話す場を作る取組が始まったこととして有意義であった。
- ・開催の時間帯、長さは検討が必要。遠方の人にとって午前開催は厳しい。
- ・子どもたちの発表を多くの方に聞いていただき、ご意見をいただけるよう、周知の仕方にも検討が必要。
- ・平成16年度から人権派遣講師をしていて、学校が変わりつつあると感じる。
- ・関心が高まってきていることに関して、教職員、教育委員会、保護者そして子どもたちにも感謝したい。

（事務局）

- ・今年度は午前中から午後3時位まで行いたい。参加校を増やせるよう、校長会等にもお願いしながら要項を発出し、1次募集・2次募集と参加数を増やす努力をしたい。また、参観者の方々にも意見を言ってもらえる工夫を考えたい。

（4）協議・意見交換

- いじめ防止等に関係する機関及び団体の取組について説明（心の支援課 原 良通）

昨年度まで、本協議会において関係機関・団体様に、いじめ防止等に関わる取組について情報をいただいた。今回、この取組を『未然防止』『早期発見・初期対応』『事後対応』に分けて『取組計画』として表にまとめさせていただいた。

本日は、各取組の課題や新たな取組等もご提案いただいている。説明をいただきながらさらに充実できそうなこと、また連携して効果を上げられそうな取組等、ご協議いただきたい。

（小学校長会 松木 智子）

- ・まず変わらなければならないのは、学校の在り方や意識であり、それが子どもたちに反映されていくとあらためて感じる。
- ・教職員の人権感覚を高め、今まで無意識だったことを意識化していくこと、それが子どもたちの主体的・自主的な意欲につながると考える。
- ・本校では「なかよし委員会」が縦のつながりを考え、保育園の年長さんを交えて、ゲーム等を行っている。いろいろな人間と関わる中で、何か起きた時に自分たちで解決できる力を大事にしたい。

- ・未然防止として、学校の対応を考える大きな組織と気になることがあったとき小回りの利く少人数グループを設置。いつ、誰が、どう動くかをお互いに確認して動くことを大切にしている。
- ・早期発見については、朝の健康観察、欠席の状況、休み時間にも、子どもたちがどんなメンバーで、どこでどのように遊んでいるのか確認している。
- ・課題として、例えばふざけ半分の叩きっこ、親しみがあると受け入れていたあだ名等について、誰か一人でもそれはおかしい、それは嫌だと感じていたら、その意識を広げ、みんなで考えていくことが必要課題であると考えている。また保護者の皆様と共に子どもの成長を願っているという視点に立ち、共通点を見出して意思疎通を図りたい。そのために、外部関係機関とどう連携を図ってもっていくかも課題である。

(中学校長会 龍野 武利)

- ・中学校でも発達段階に応じて継続的に取り組んでいる。ただし、中学校では学年単位の組織構造になっているため、いじめが見つかった場合、学年会あるいは学級の段階で止まってしまう、管理職に上がってこないケースがある。子どもや保護者への対応に、学年と学年以外の教員の、対応に差が出ないようにすることが課題。
- ・管理職は、情報の早期共有と指導の統一性を大事にしながら指導をしている。また、外部機関との連携も大事に考え取り組み始めている。
- ・中長期的な対策が必要な場合、学校だけで対応することは非常に難しく、スクールカウンセラーや保護者と連携した支援が必要。
- ・事案によっては警察に協力を求めることもある。しかし、捜査中は、学校が主体的に動けないため、被害者側からどうなっているのかと問われ困る場合もある。

(高等学校長会 市川 裕子)

- ・高校でも自己肯定感・自己有用感を高めるため、「多くの人と関わる」取組や授業をしている。人間関係作りについては、ソーシャルスキルを磨く取組をしている学校も多くある。
- ・生徒の主体性を育てるため、生徒会活動も活発に行っている。
- ・加害・被害意識の相違に関わる課題としては、双方の言い分が食い違い、いじめを認められないといった状況への対応やネットの問題への対応がある。
- ・学校と生徒、家庭だけでなく、弁護士等の第三者が入り、連携して対応することが必要。
- ・警察や児童相談所等の関係機関との情報共有や連携の方法、生徒の内面に関わる支援、例えば暴力等で自己表現してしまう生徒への支援の方法についても教えていただきたい。
- ・教師の言葉が、たとえ優しい言葉でも、生徒を傷つけてしまう場合があり、人権感覚についてさらに研修をする必要がある。

(市町村教育委員会連絡協議会 清水 岩夫)

- ・市町村教育委員会間の連絡調整、連携、情報交換を行なう立場の連絡協議会としては、連絡協議会独自の取組はなかなか取りにくい状況にある。
- ・飯山市教育委員会では県の方針に従って、この4月に基本方針が策定され、現在取り組みが進められつつある。早期発見・初期対応については、この問題に対する対策連絡協議会が組織された。
- ・指導主事および家庭児童相談員等が毎月各学校の情報等を把握し、教育委員会事務局や定例

の教育委員会で話題にして検討を行っている。また市の独自予算でQ-U検査を全学年で年2回実施し未然防止につなげていきたい。

(弁護士会 町田 麻美)

- ・弁護士会では、子どもの権利委員会がいじめ予防に関する取組を行っている。
- ・一昨年からは弁護士によるいじめ予防授業の導入を始め、昨年は小・中学校の計25クラスで授業を実施。弁護士が授業を行う意義、いじめがなぜダメなのか、それは人権を侵害するからという観点から話をした。
- ・子どもたちは非常に熱心に話を聞いてくれた。中学生が自殺に至ってしまったケースなど重いテーマの話をしたが、子どもたちは非常にしっかり受け止め、重大性を認識してくれた。
- ・感想用紙を見ても、本質を理解してくれていることがわかり、一定の効果が見込めるのではないかと考えている。
- ・早期発見・初期対応では、「子どもの人権相談」を受け付けている。子ども自身あるいは保護者からの人権救済の申し立てを受け、弁護士がチームを組んで調査に向かう。学校も調査対象として話を伺うことがある。保護者からの申し出が多く、いじめの問題についてセンシティブになっている傾向が見受けられる。
- ・当事者である子どもの話を聞いてみると、弁護士まで出張ってかき混ぜてほしくない、自分は学校に復帰したいのに、お母さんとお父さんが重く受け止めてしまい学校復帰がうまくいかないというような子どもと保護者の関係が問題となってくるケースも見受けられる。
- ・弁護士会は、子どもの意志を尊重し、子どもの気持ちを分かりやすく、「お子さんはこう思っている。その気持ちを一番尊重すべきではないか」と保護者に伝えている。
- ・学校への要望として、いじめ問題が起きた後、「関係修復の会」を設けてほしい。被害者と加害者の立場が固定化されると、加害者とされた者が今度はいじめに遭うことが十分考えられる。そうならぬように、きちんと話し合いをして互いに許すということを経て、普通の友だちに戻る機会を設けてほしい。これによって二次被害も少なくなると思う。
- ・弁護士会では、CAP授業は、いじめ予防には非常に効力があると認識している。「弁護士によるいじめの予防授業」と共に、CAP授業を取り組んでいただければ、相乗効果があるのではないかと考える。

(会長 原山 隆一)

- ・「弁護士によるいじめの予防授業」は、弁護士としての専門的な知識を踏まえたものだと思うが、学校の教師が同じレベルでできれば非常に好ましい姿になる。「弁護士によるいじめの予防授業」は講義形式、ディスカッションも取り入れた形式、どちらか。

(弁護士会 町田 麻美)

- ・基本的には講義をメインにしている。前半で、いじめはなぜいけないのか話をした上で、事例を挙げ「こういうケースの時にどうすればいいですか」という話し合いをさせている。
- ・例えば、皆が嫌がるクラスのリーダーの役割を担った子どもがいて、その子どもが周りの意見を聞かずにどんどん物事を進めてしまう。この場合に、自分たちの意見を聞かずに物事を進められてしまった子ども達が、リーダーの子どもを仲間外しにしようとしているという事例を設定する。そして、「これはいじめということで解決できる問題ですか、どうやったら解決したらよいですか」ということをグループディスカッションし発表してもらおう。そうす

ると、いじめ以外の解決方法があって、いじめは効率が悪いということがよくわかる。

- ・後半には、「鹿川君事件」の事例を具体的に話す。どういういじめの中身があったのか、どんな痛ましい結果が生じたのか、いじめがどれだけ重大な結果を招くのか、ということをごの事件から考える。

(会長 原山 隆一)

- ・要請に応じていく形では、効果のある授業を受けられる子供に限られる。ぜひ「いじめの予防授業」のやり方について、学校側が身に着けて出来るような形が望ましいと思ったので検討をお願いしたい。

(臨床心理士会 高城 早苗)

- ・長野県のスクールカウンセラーの約 6 割を臨床心理士が担っている。時代が変わりゆく中、学校で私たちが何を求められているのか、どんなふうに関わるのか、日々研修を積んでいる。
- ・いじめの被害にあった子、加害者となった子、いじめだけでなく不登校やいろいろな不適応を抱えている子と様々なケースに出会う。基本として、その子が「学 級集団の中で安定した気持ちで生活できているか」「クラスなどの集団が機能しているか」「家庭でも見守られているのか」「家族関係はどうか」「保護者の方は安定しているか」「発達の課題が隠れていないか」「排除されがちな状態にいないか」と心に留めながら、それぞれのケースに向かい合っている。
- ・児童生徒との面談の仕方、児童生徒理解に役立つ校内研修あるいは思春期の難しさについて考え合う研修は非常に大事だと思う。
- ・ある部活で一人の女子がいじめを訴えてきた。加害となった生徒から話を聞いていた先生が「そうは言っても、これはいけない」と指導的な関わりをしたことで、生徒は「全然私たちのことは分かってくれない。「確かに自分も悪いことを言ったけれど、私だってこんな思いをしてきた」となってしまった。いじめが繰り返されないためにも、そのような時に、どういふふうに加害の生徒から話を聞くのか等、先生方と一緒に学んでいく必要性を実感している。
- ・いじめの加害側の保護者の方が「どうしてうちの子だけが怒られるのか、皆やっていることではないか」という発言がよくある。保護者の思い、子どもの思いをどう聞いていくか、その後、同じことを繰り返さないためにも、この対応は非常に大事だと思っている。
- ・参観日に合わせてカウンセラーが保護者と話をする時間をつくっている学校がある。PTAにもカウンセリングについて理解をしていただき、もっと活用をしていただきたい。
- ・小学校、中学校、高校で、イライラを抑えられない、感情のコントロールがきかないというのは、幼児期から親にしっかり自分の気持ちを抱えられるという体験をしてこなかった子に多い。そういう視点からすると、乳幼児期からの親子関係を育むための子育て支援事業も、いじめ防止につながると考えている。
- ・発達障がい圏の子どもは、対人コミュニケーションに課題があったり、こだわりがあったり、いろいろなところで集団の中から異質的なものとして扱われやすくなっており、コミュニケーション不全が元でトラブルとなりやすいのは、日々の臨床で非常に感じている。そういった子どもたちへの直接的なアプローチとともに、周囲への介入は、いじめや仲間はずしをしてしまう方に対しての大事なアプローチと思っている。

(社会福祉士会 大井 富美子)

- ・昨年「いじめ防止サミット」が県で1回行われたことは、とても素晴らしかったと思う。
- ・子どもたちが自分達の問題としていじめに取り組もうとする姿勢が、地域の方にも、他の学校の子供達にも見えたことはよかった。小中学校・高校の間で小さなサミットを繰り返していくことがいじめの未然防止につながる。
- ・いじめの問題は、できる限り早く着手することがとても大事だと思う。学級の中で今日あったことの反省会で、「いじめ防止サミット」の小さい版をやっていたら、より早く発見し、より早く解決することになるのではと思っている。
- ・資料『取組計画』の「未然防止」項目に、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの養成」というものがある。また、今年度からは、「早期発見・初期対応」の項目にある24時間児童虐待DVホットライン（相談窓口）が社会福祉士会に委託され行うことになった。このため、いじめの關係に携わる社会福祉士会内の委員で、共通の問題意識を持ち情報を共有しながら、次の解決策に向けての検討会を持っていきたい。この相談窓口の委託は、4月から始まったばかりだが、虐待の中にいじめに関わる電話も来ている実情と、スクールソーシャルワーカーが一堂に会する会でも、いじめ問題をどうすべきかを具体的に前向きに話し合っていきたい。
- ・住民がいじめ問題を皆の問題として取り上げるために、県の県民総ぐるみの運動と連動する形で、社会福祉協議会がそれぞれの街づくりのために各市町村で作っている福祉計画の中に、いじめの防止、早期発見の啓発活動を組み込んで、市町村単位で活動している社協も協力しながら取り組んでいきたい。
- ・幼児期のお母さんやお父さんとの關係、兄弟との關係、そういう様々な關係や家庭教育の中にも、いじめの芽はたくさんある。小さな問題を解決していくことが、人間形成の基礎である幼児期には、家庭教育と共に大切なことだと思う。小学校に上がるまで、どのように子供たちが成長してきたか、継続的に見るということがとても大事だと思う。

(精神保健福祉士協会 夏目 宏明)

- ・相談に見えるクライアントの家族の中に、学校に通う児童生徒がいたらどういう問題がありうるかなどの知識等を精神保健福祉士という専門職の中で共有化することが、資料「いじめ防止等に関する機関及び団体の取り組み計画」の「未然防止」の項目に関わる取組となる。この取組は、我々の中で広げていくべき取組と考えている。
- ・現在、取り組んでいるものでは、「自殺予防ゲートキーパーの養成」がある。精神保健福祉士だけでなく、一般の方々にも広げて研修を行う予定。気になった時に声をかけるという実際の訓練は、未然予防の観点から学校の先生にも広げていく。実際に研修を体験した先生が自分のクラス等で一般化し、気になった時に一声かけることや、誰かがやるだろうではなく、私が声をかけるというところからいじめの問題に入っていくなど、教育的な点では少し力になれると思う。
- ・病気等のリハビリを始めた人に聞くと、「子どものころからいじめに遭っていました」という人が結構いる。そのいじめが契機で具合が悪くなる人がいる。あるいは作業所にも、会社に勤めようと思っても、かつてのいじめの経験から積極的に出ていくことに躊躇がある人も結構いると感じている。
- ・課題としては、学校内に良い取組部分と配慮が足りない部分とギャップが結構あるのではないかと。この意味で「生徒指導に関する対応のばらつき」がある。新聞紙上を見てもそう

いうことは出てくるが、身近な部分でも結構あるというのが実感。

- ・先生方の中に頑張っている方と頑張り切れない方とのばらつきがあるのが現実かと思う。両極端は目にするが、本当のところは、どうなのかが見えていないことが気になる。
- ・追い詰められている先生、一人の先生だけが抱え込んで苦しんでつぶれていく話を聞く。その意味では、これからの課題として連携という問題があると認識している。
- ・問題があってから外部機関との連携を図るのではなく、普段のうちから第三者、外からのつながりがあると、助けられる部分もあると感じる。“先生の世界”というのは限定されているので、その中でサポートシステムはあるとしても、“外からの空気”があれば、追い詰めずに助けられる先生もいるのではないか。
- ・生徒をサポートするのは先生が中心となり、その先生をつぶさずにちゃんと機能させるために、普段からの顔の見える関係の連携ができればと思う。

(いじめ NO! 県民ネットワークながの 山城 峻一)

- ・いじめ NO! 県民ネットワークは、5 地域で 5 名執行委員がおり、自分は坂城在住で東信の執行委員。長野県は広く、なかなか集まりにくい状況、次世代サポート課、あるいは心の支援課と連携、昨年も実施した「プロスポーツチームとの連携」「再発防止に向けた活動」等、今後の活動として予想できる。

(県警本部少年課 宮林 真昭)

- ・いじめについては、自殺や凶悪事件に発展する恐れがある。
- ・スクールサポーターは、警察官、警察職員の OB で組織されており、現在 8 名。平成 19 年に制度ができ、当初は学校の不審者対応訓練、万引き等の非行防止の関係で活動。昨年からは、いじめ、非行防止については、なるべく早い時期から規範意識を育てていきたいという思いから「いじめ防止のティームティーチング」も始めている。
- ・県下広い中で 8 名しかいないため、来年度に向けて予算要求していきたい。
- ・いじめに関する事件では、「取り調べに時間がかかる」というご意見があった。実際には人を裁くことになるため、証拠化を図る等、真実を突き詰めていくことに時間がかかってしまう。ご理解をいただきたい。
- ・先生方も対応に、困ってから警察に届け出るというケースが多々あるかと思うが、なるべく早い段階で見極めをし、警察に届け出てほしい。証拠、人の記憶、様々な点でスムーズな対応ができる。
- ・警察もすべての事案を事件化できるのではなく、警察で指導をして終わり、あるいは児童相談所、家庭裁判所への送致等、様々な対応がある。
- ・最初の指導が生ぬるく、「あれも許される」「これも許される」と最終的には凶悪犯罪に移行してしまう。こうならないためにも、いろいろな人たちの指導を受け、早い段階での立ち直りを図った方が将来のためにもなると思う。

(長野地方法務局人権擁護課 渡邊 康孝)

- ・「人権擁護委員等による人権教室の実施」について、人権擁護委員は法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々。例えば弁護士、元警察官、元学校の先生等で、県内支局単位に 9 つの人権協議会が組織されている。
- ・それぞれの協議会で、人権擁護委員がオリジナリティを発揮して小中学校で人権教室を実施

している。

- ・広義の「未然防止」としては、小学校の「人権の花運動」、中学校の「人権作文」を実施がある。
- ・早期発見・初期対応では、「子どもの人権 110 番」を取り扱っている。また、「子どもの人権 SOS ミニレター」は、学校に配布した手紙を利用し、子どもが法務局へ相談する形式で、人権擁護委員と法務局職員が一緒になって考え返信をしている。
- ・「調査救済（人権侵犯事件の調査）」については、申告で調査救済に動くというのが基本であるが、新聞等でいじめ等の記事があった場合、その情報等で調査救済に動く場合もある。
- ・新たな提案では、「携帯電話会社と連携したスマホ・ケータイ安全人権教室の実施」として現在、NTT ドコモと連携したスマホ・ケータイ安全人権教室の実施について取組み中である。
- ・ネットいじめは、直接的な攻撃によるいじめと誤解が誤解を生んでいじめに発展するパターンと2つがあると考え。これらを予防するための人権教室を今年から取組み中である。

（県民文化部次世代サポート課 青木 隆）

- ・「セーフティネット講座」「青少年インターネット適正利用推進シンポジウム」「CAP ワークショップ」は、県が青少年育成県民会議に補助金を出し、県民会議の事業として実施。
- ・「セーフティネット講座」は、PTA や自治会単位でネットの危険性を知るために実施。
- ・昨年度「親子で学ぶセーフティネット講座」39 講座、「大人が学ぶセーフティネット講座」22 講座行っている。
- ・昨年 10 月県教委、県警のほか、校長会等多くの団体に参画いただき、青少年インターネット適正利用推進協議会をつくり、「青少年インターネット適正利用推進シンポジウム」を今年の 2 月 11 日長野市若里市民文化ホールで行った。参加者から「非常に良かった」という感想の一方で、「本来だと参加していただきたい方がなかなか参加していただけない」という感想もあり、今年 10 月も開催予定だが、その点が課題。
- ・「CAP ワークショップ」は、今年度から県民会議の新規事業として実施。PTA 等が、CAP、看護協会、助産師会の方を講師として招き、講演会等を行った場合、県民会議の方から 1 回 25,000 円限度という補助金形式で実施している。子どもを性被害から守るための取り組みの一環として強力に進めている。

（中央児童相談所 竹内 靖人）

- ・いじめ問題を要保護相談、児童相談の一般相談と関連するときは「市町村が運営する要保護児童地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への参加」があげられる。
- ・教育、行政、福祉、医療、司法等の方々が入っているので、こういった組織が参画しながら、いじめのリスクの高い家庭を見守っていこうとしている。
- ・昨年度県内の児童相談所 5 か所の相談 5,400 件弱、前年の 4% 増。このうち虐待相談は 1,700 件ぐらい、前年の 9% 増。このため、かなり虐待相談に時間を割かれ、なかなかいじめの相談に対し落ち着いて対応できる状況ではないという実情。
- ・主たる相談統計の中でも「いじめ」という項目は、児童相談所の統計には載っていない。相談があればいくらかでも出て行って対応するが、虐待問題が入ると担当ケースワーカーが 48 時間以内に確認しなければいけないため、いつでも対応ができるとは言えない。
- ・学校で支援会議等を開く場合は担当者が出向く。いじめの被害者・加害者どちら側も来ることがあるが、子どもを地域に返す時には応援会議を実施し、「困った時にどの先生に SOS を

出すか、あの人に SOS を出す」等、一緒に考えながら地域に戻った時に安心安全に暮らせるようなところを目指す取り組みをしている。

(私学教育協会 桜井 達雄)

- ・児童生徒もいじめは悪いということを知っている。それをしてしまうのを防ぐにはどうしたらよいかという問題。子どもたちの心までどうやって届かせるかについては、長い勝負をしないといけない。それが学校の役目だと思っている。
- ・高校は、すぐに社会に出ていく教育現場であり、社会的に相対的な人間関係をどうやってつくり、自分の位置をどこに押し込めればよいのかという術を訓練しないといけない。
- ・校長としては、いじめは起きていないか、いつも 24 時間心配している。早期に発見し早い対応ができれば早期解決につながる。その時期を過ぎてしまうとこじれてしまう。また、命の問題にもなる可能性も考えられる。
- ・「いじめの認知件数の数値」については、「いじめの認知件数が増えることは良い」という捉え方をしないといけない。
- ・いじめの認知件数が増えることは、いじめの未然防止が健全な形で行われているということが見えるような表にしてほしい。また、我々もそのような評価の仕方をしなければいけない。

(会長 原山 隆一)

- ・様々なご意見、ご提案に感謝。今日の意見交換会が言い放しで終わらないように、具体的に先に進められるようまとめていきたい。

(県民文化部こども・家庭課 草間 康晴)

- ・子ども支援条例が制定され平成 27 年 4 月から、子ども支援センターと子ども支援委員会を県で立ち上げた。
- ・子ども支援センターでは電話相談等を受け付けており、昨年度一年間の実績は約 1286 件。そのうち 2/3 が子どもから。いじめに関しては、約 60 件約 5%の相談が寄せられている。
- ・子ども支援センターに関するチラシと紙製の定規を、5 月末までに小学校 3 年生から高校 3 年生までのすべての児童生徒に配布する予定。

(事務局)

- ・「いじめ防止等に関する機関及び団体の取組計画」は、事務局でまとめホームページ等に掲載する予定。

以上